尾鷲市家庭用生ごみ処理機貸与事業実施要綱

（目的）

第1条　この要綱は、市民が実際に家庭用生ごみ処理機を使用し、その効果を体験することにより、家庭用生ごみ処理機の普及を促進し、もって市民による生ごみの自家処理の推進を図り、ごみの減量化及び資源循環への意識の高揚に資するため、家庭用生ごみ処理機を貸与することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条　この要綱において「家庭用生ごみ処理機」とは、電力等により機械的に容器内部の生ごみを撹拌させ、生ごみを減量化又は堆肥化する処理機をいう。

（対象者）

第3条　家庭用生ごみ処理機の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）市内の区域内に住所を有し、現に居住している者（営利を目的として生ごみの堆肥化又は減量化に係る事業を営む者を除く。）

（２）家庭用生ごみ処理機の設置場所を確保できる者

（３）中古の処理機貸出を了承できる者

（４）家庭用生ごみ処理機に関するアンケート調査等に協力できる者

（貸与機数及び期間等）

第4条　家庭用生ごみ処理機の貸与機数は、1回の貸与につき1世帯1機種1機とし、2回目以降の貸与では機種変更しなければならない。また、同機種での再度の貸与は不可とする。

２　家庭用生ごみ処理機の貸与期間は、原則貸出日および返却日を含めた30日以内とする。ただし、返却日が尾鷲市の休日を定める条例（平成元年尾鷲市条例第5号）第1条第1項に定める休日に当たる場合は、その日後の最も近い平日等を返却日とする。

（貸与）

第5条　家庭用生ごみ処理機の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、尾鷲市家庭用生ごみ処理機貸与申請書（様式第1号）に運転免許証、健康保険証、マイナンバー、パスポートその他の本人であることが確認できる官公署が発行した書類等の写しを添付して市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに審査の上、その結果を尾鷲市家庭用生ごみ処理機貸与決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（費用の負担）

第6条　家庭用生ごみ処理機の貸与は、無償とする。ただし。家庭用生ごみ処理機の引取り及び返却並びに貸与機関の維持管理に要する一切の経費は、前条第2項の規定により家庭用生ごみ処理機の貸与の決定を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

（管理責任）

第7条　使用者は、家庭用生ごみ処理機の使用に当たっては、次に揚げる事項を遵守しなければならない。

（1）家庭用生ごみ処理機を他の目的で使用しないこと。

（2）家庭用生ごみ処理機の能力を超えて使用しないこと。

（3）家庭用生ごみ処理機の形状を変え、又は改造しないこと。

（4）家庭用生ごみ処理機を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。

（5）善良な管理者の注意をもって良好な状態を維持管理すること。

２　使用者は、家庭用生ごみ処理機に亡失、破損、故障等の事故が発生したときは、尾鷲市家庭用生ごみ処理機事故報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（損害賠償）

第8条　前条第2項の事故が使用者の故意又は過失によって生じたときは、使用者は、その修理等に係る損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

（返却）

第9条　使用者が第3条各号に揚げる要件を満たさなくなった場合、若しくは第7条第1項の規定に違反した場合、又は貸与期間が満了した場合は、速やかに家庭用生ごみ処理機を返却しなければならない。

２　前項の場合において、使用者は家庭用生ごみ処理機を返却しようとするときは、尾鷲市家庭用生ごみ処理機返却届（様式第4号）を市長に提出するものとする。自主的に返納しようとする場合も、同様とする。

３　使用者は返却の際、処理機の状態が次の申請者の支障にならないように貸出時と同じ状態に清掃した上で返却するものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

　この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

令和　年　　月　　日

尾鷲市家庭用生ごみ処理機貸与申請書

尾鷲市長　　様

（〒　　　　－　　　　）

住所

申請者　氏名

電話

※　自署でない場合は、押印が必要です。

尾鷲市家庭用生ごみ処理機貸与事業実施要綱第5条第1項の規定により、家庭用生ごみ処理機の貸与を受けたいので、次のとおり申請します。

１　貸与希望機種　　 　□生ごみ処理機リサイクラー（パナソニック㈱）

　　　　　　　　　　　　□パリパリキュー（シマ産業㈱）

　　　　　　　　　　　　□ルーフェン（loofen）

２　貸与希望期間　　　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　　日

３　遵守事項

　貸与を受けるに当たり、次のことを遵守します。

（1）家庭用生ごみ処理機を他の目的で使用しません。

（2）家庭用生ごみ処理機の能力を超えて使用しません。

（3）家庭用生ごみ処理機の形状を変え、又は改造をいたしません。

（4）家庭用生ごみ処理機を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供しません。

（5）善良な管理者の注意をもって良好な状態を維持管理します。

（6）中古品の処理機貸出であることを了承します。

様式第2号（第5条関係）

尾鷲市指令　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　　月　　　日

尾鷲市家庭用生ごみ処理機貸与決定（却下）通知書

　　　（申請者氏名）様

尾鷲市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公 印 省 略）

　　令和　　年　　月　　日付けで申請のありました家庭用生ごみ処理機の貸与について、尾鷲市家庭用生ごみ処理機貸与事業実施要綱第5条第2項の規定により次のとおり通知します。

１　決定区分　　　決定・却下（理由；　　　　　　　　　　　　　　）

２　貸与希望機種　　　□生ごみ処理機リサイクラー（パナソニック㈱）

　　　　　　　　　　　□パリパリキュー（シマ産業㈱）

　　　　　　　　　　　□ルーフェン（loofen）

３　貸与期間　　　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　　日

４　遵守事項

　　貸与を受けるに当たり、次のことを遵守します。

　（1）家庭用生ごみ処理機を他の目的で使用しないこと。

（2）家庭用生ごみ処理機の能力を超えて使用しないこと。

（3）家庭用生ごみ処理機の形状を変え、又は改造しないこと。

（4）家庭用生ごみ処理機を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。

（5）善良な管理者の注意をもって良好な状態を維持管理すること。

（6）返却時に生ごみ処理機貸与事業アンケートにご協力すること。

様式第3号（第7条関係）

令和　　年　　月　　日

尾鷲市家庭用生ごみ処理機事故報告書

尾鷲市長　様

（〒　　　　－　　　　　）

住所

申請者　氏名

電話

※自署でない場合は、押印が必要です。

次のとおり、令和　　年　　月　　日付けで貸与を受けました尾鷲市家庭用生ごみ処理機に事故が発生しましたので報告します。

１　事故発生日　　令和　　年　　　月　　　日

２　事故内容　　亡失・破損・故障・その他（　　）

　　　　　理由：（貸与機種が横転等による）

様式第4号（第9条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　　月　　　日

尾鷲市家庭用生ごみ処理機返却届

尾鷲市長　　様

（〒　　　　－　　　　　）

住所

申請者　氏名

電話

※自署でない場合は、押印が必要です。

次の理由により、令和　　　年　　月　　日付けで、貸与を受けました尾鷲市家庭用生ごみ処理機を返却します。

返却理由

□期間満了

□本市区域内から転居および設置場所が確保できない為

□その他

　　　理由；（自主的な返却等）